

令和4年度 沼津市ふるさと納税寄附金受付等業務委託 公募仕様書

1 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

2 目的と概要

本業務は、複数の寄附サイトにおける寄附受付や返礼品配送等の効率化を図るとともに、市内に潜在する高品質な地場産品を返礼品として企画・開発し、更なる寄附額増加と返礼品進呈を通じて本市の多彩な魅力を全国に発信していくことを目的とする。

業務概要としては、寄附受付、返礼品の発注・配送の手配、返礼品事業者の返礼品開発支援、寄附サイトの返礼品登録支援、寄附者対応等を行うものとする。

3 委託業務の内容

(1) ふるさと納税一括代行業務

①寄附金等管理システム（ふるさと納税 do）による寄附者データ管理

- ・各種ポータルサイトの管理運営を通じて、ふるさと納税の募集及び申込受付を行う。また、各決済サービスを通じて、寄附金の収納確認を行い、寄附金等管理システムで管理を行う。
- ・委託者が窓口等のポータルサイトによらない方法で受け付けた申し込みについても、委託者からその情報の提供を受けたうえで、その後の管理を行う。

②各種ポータルサイトにおける返礼品掲載、発送管理、代金清算

- ・受託者は、委託者が認めた返礼品を各種ポータルサイトに掲載する。
- ・受託者は、寄附者の希望及び寄附金額に応じて、各返礼品の提供事業者に対して返礼品の発注を行うとともに、その発送状況を管理する。
- ・受託者は、業務の進捗状況を常に把握し、委託者の求めに応じてその状況を報告する義務を負う。

③寄附者対応

- ・受託者は、寄附者からの問合せについて、次の期間で対応する。
営業日 土日祝日休み、年始休み（1月1日～1月3日）
営業時間 8時30分から17時00分まで
- ・受託者は、本業務において発生した委託者、受託者、寄附者または返礼品提供事業者間のトラブルについて、委託者の指示に基づき、その対応を行う。

④プロモーション活動の支援業務

- ・受託者は、委託者と連携し、寄附額の増加や本市の魅力増進に繋がる効果的なプロモーション活動の支援を行う。

⑤返礼品提供事業者に関する支援業務

- ・受託者は、委託者及び返礼品提供事業者の求めに応じて、速やかに返礼品提供事業者を訪問し、返礼品に係る支援を行う。
- ・受託者は、寄附額の増加や本市の魅力増進に繋がるよう、生産事業者の返礼品企

画を支援する。

(2) 業務を行うインターネット寄附サイト（予定）

- ① ふるさとチョイス
- ② 楽天ふるさと納税
- ③ ふるなび
- ④ J R E M A L L

4 再委託の制限等

受託者は、事前に委託者の書面による承諾を得た場合を除き、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

5 委託料

- (1) この業務の委託料は、ふるさと納税（地方税法第 37 条の 2 に規定する特例控除対象寄附金）のうち、返礼品の発生した寄附及び配送が完了した返礼品送料を積算の対象とする。
- (2) 委託手数料は、ふるさと納税の金額の 6.5%以下とする。
- (3) この業務の委託料は、月ごとの実績に応じ、各月の業務実施報告後、受託者の請求に基づき支払うものとする。
- (4) 地方税法第 37 条の 2 第 2 項及び第 314 条の 7 第 2 項に規定する募集の適正な基準を順守するため、本業務により納められたふるさと納税の募集に関する費用（本業務の委託料を含み、インターネット寄附サイトの利用手数料等のその他費用との合算）が、本業務により納められたふるさと納税の 5 割を超える場合は、本業務の委託料のうち、5 割を超える金額のみ、委託者の支払いを不要とし、ふるさと納税制度の適切な運用を図るものとする。
- (5) (4)の経費の清算は、原則、3月の寄附金に係る委託料との相殺により行うものとする。

6 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 38 号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者で協議のうえ定めるものとする。
- (4) 委託者受託者双方の情報共有を行うため、各月で打合せを行うものとする。